

「堤根余熱利用市民施設整備の検討に関する サウンディング調査」実施要領

令和4年9月

川崎市環境局減量推進課

目次

1 調査の対象施設	p 3
2 調査の概要	p 3
(1) 調査の目的	
(2) 調査の進め方	
(3) 施設の概要	
ア 敷地	
イ 建物	
(4) 整備・活用の基本的な考え方	
(5) 現時点での想定スケジュール	
3 調査の詳細	p 5
(1) 対象者	
(2) 調査にあたっての前提条件	
ア 事業用地の概要	
イ 事業方式	
ウ 事業内容	
(ア) 考え方	
(イ) プール機能	
(ウ) トレーニングルーム機能	
(エ) 付加価値施設	
(オ) 利用料金	
エ 建築条件	
(ア) 全般	
(イ) 諸室等	
(ウ) バリアフリー機能	
(エ) 機械設備	
(オ) 外構関係	
(カ) インフラ設備等	
オ 施設の運営データ	
(3) 主な対話項目	
ア 事業規模	
イ 事業内容	
ウ 事業手法	
エ 管理・運営方法	
オ 事業費	
オ その他	
4 サウンディングの実施方法	p 11
(1) 説明会、現地見学会（参加希望者のみ）	
(2) サウンディング調査への参加申込について	

5 留意事項	p 12
（１）参加の扱い	
（２）費用、説明資料の提出	
（３）追加対話への協力	
（４）参加事業者間の情報共有への協力	
（５）実施結果の公表	
（６）参加除外条件	
6 連絡先	p 12
参考資料	p 13

1 調査の対象施設

川崎市堤根余熱利用市民施設（川崎市川崎区堤根 73 番 1）

2 調査の概要

（1）調査の目的

堤根余熱利用市民施設（以下、「ヨネッティー堤根」という。）は、川崎市余熱利用市民施設条例（平成元年 12 月 26 日条例第 35 号）に基づき設置しています。

設置目的

- ①市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与する
- ②ごみ焼却に伴う余熱を有効活用する

また、堤根処理センター設置に伴う地域還元施設という側面もあります。

ヨネッティー堤根は、1982（昭和 57）年 3 月に竣工、運用を開始しました。地域に定着し、一定の利用者がある一方、2022（令和 4）年現在、築 40 年が経過し、施設の老朽化が顕著になってきており、施設機能の維持、保全や修繕等の施設管理の問題が生じています。

また、余熱の供給元である堤根処理センターは、1979（昭和 54）年に稼働開始、現在築 40 年が経過しているため、2023（令和 5）年に稼働を停止し、「今後のごみ焼却処理施設の整備方針（平成 23 年 10 月策定）」に基づき建替工事を実施する予定で、堤根処理センターが再稼働するまでは余熱利用が出来ない状況となります。

こうしたことから、令和元年度にサウンディング調査を実施し、整備手法や民間活力導入の可能性について意見を伺いましたが、この度、新型コロナウイルス感染症拡大による影響等を踏まえ、改めて、

- ①堤根処理センター建替期間中のヨネッティー堤根の運営の継続
- ②整備及び管理運営費用の効率化を図る

の 2 点を整備方針として、建替えに向けた導入機能のアイデアやコスト削減の手法等について民間事業者から意見を伺うことが重要であることから、サウンディング調査を実施します。

検討事項

- ①民間事業者の提案による収益事業の付加の可能性
- ②整備・運営を一体で民間事業者が行うことによる事業全体の費用対効果向上の可能性

(2) 調査の進め方

日程（予定）	内容
令和4年9月15日（木）	対話実施の公表
10月3日（月）	説明会参加締切
10月5日（水）	説明会（現地案内含む）
10月6日（木）～31日（月）	参加申込受付
11月7日（月）～25日（金）	対話・意見交換の実施
11月下旬～12月上旬	実施結果概要の公表

(3) 既存施設の概要

ア 敷地

所在及びアクセス	川崎市川崎区堤根 73 番 1 ・ JR 川崎駅から徒歩約 17 分 ・ JR 尻手駅から徒歩約 12 分 ・ JR 八丁綴駅から徒歩約 7 分 駐車場：13 台分
敷地面積	5,471.26 m ²
都市計画による制限	用途地域：準工業地域 建蔽率／容積率：60％／200％
現況	ヨネッティー堤根温水プール老人休養施設が現存

イ 建物

構造	鉄骨造
延面積	1,692.93 m ²
竣工	昭和 57 年 3 月

※詳細は、参考資料を参照。

(4) 整備・活用の基本的な考え方

ヨネッティー堤根は、温水プール及び老人休養施設の利用者をあわせて年間約 12 万人超が利用する地域に親しまれた施設であり、将来にわたっても一定の需要が見込まれる施設です。ヨネッティー堤根における整備の前提条件は、次のとおりとします。

整備に当たっての前提条件

- ① 建替えによりプール事業、トレーニングルーム事業を実施する
- ② 堤根処理センターの建替え期間中も、ヨネッティー堤根の運営を継続する※
(ヨネッティー堤根の建替え中は休館とする)

なお、整備の手法については建替えとし、事業方式はP F I 方式を含め、現時点では制限を設けないものとします。

※ 堤根処理センター竣工後は、余熱を無償で供給しますが、堤根処理センターの定期的な整備や将来的な基幹整備を踏まえ、ヨネッティー堤根にボイラーを設置し、堤根処理センターの建替え期間中に営業を再開するものとします。

(5) 現時点での想定スケジュール

年度 (令和)	2019 (1)	2020 (2)	2021 (3)	2022 (4)	2023 (5)	2024 (6)	2025 (7)	2026 (8)	2027 (9)	2028 (10) ~2030 (12)
ヨネッティー 堤根	蒸気利用					解体				ボイラー
	運営			休館●		業者選定	設計・建設工事着手			供用開始
	第1回 サウンディング調査		第2回 サウンディング調査		計画・仕様書作成					

3 調査の詳細

(1) 対象者

ヨネッティー堤根の整備（建替え）及び施設運営（プール、トレーニングルーム及び付加価値施設を含める）に事業参画の可能性がある法人又は法人のグループ（以下、「法人等」という。）。

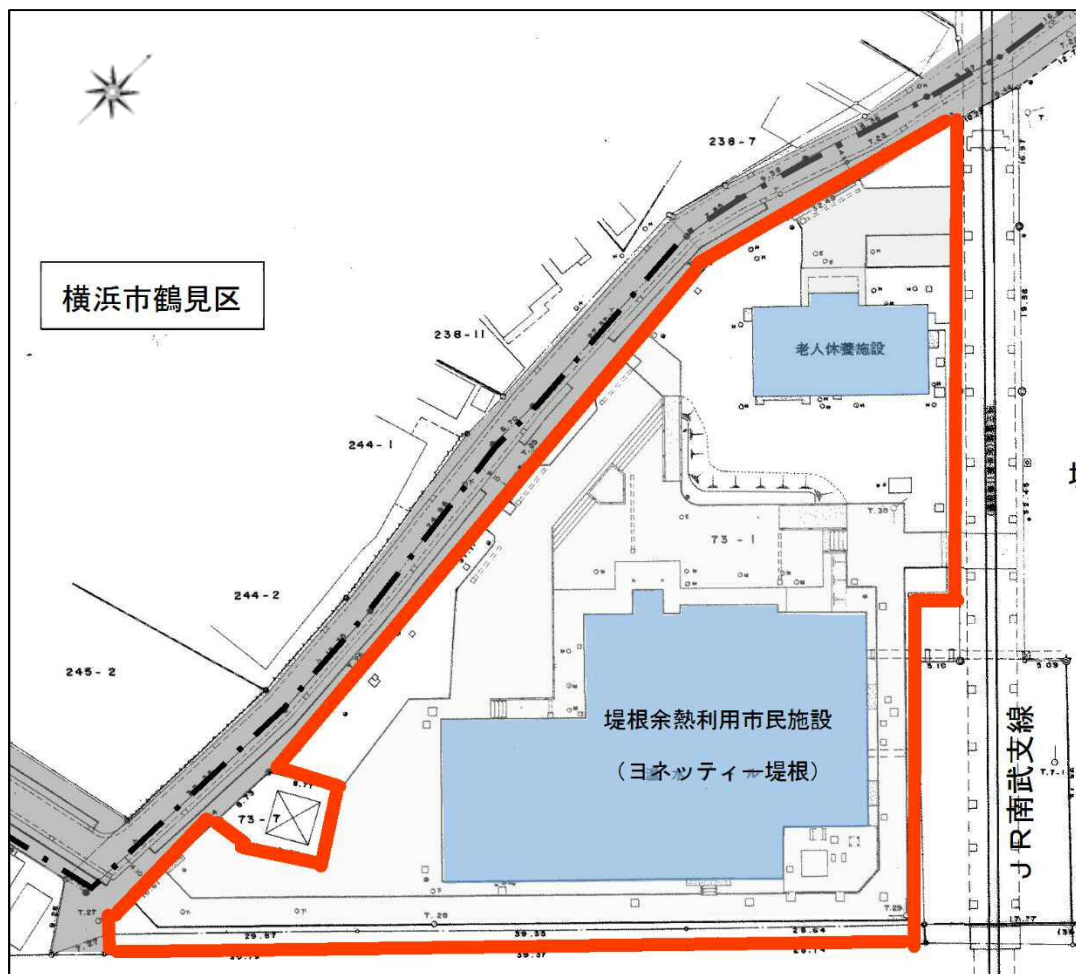
※整備全体ではなく、建物の新設、施設の運営・維持管理など、事業の一部に関して参画の可能性のある法人等も対象とします。また、将来の事業実施に当たっては、J V方式（joint venture）も可能とします。

(2) 調査にあたっての前提条件

以下に、現在検討中の前提条件を示します。なお、前提条件はあくまで現時点における想定であり、これに対する事業者からの意見・要望等は妨げないものとします。

ア 事業用地の概要

本事業に伴う整備範囲は、線で囲まれた範囲（5,471.26 m²）を基本とします。建物の高さについて、最高高さ 20mを限度とする用途地域のため、ヨネッティー堤根が地域還元施設という側面を踏まえ、周囲への影響を十分配慮し計画することとします。特に敷地の北側は住宅地となっていることから、建物配置、近隣の建物との離隔距離や日影による影響を考慮し、周囲環境等に配慮した計画とすることとします。



イ 事業方式

- ・事業者が行うものとして、施設の整備・運営・維持管理及び敷地全体の維持管理を想定しています。
- ・既存建物については市で解体・撤去を行い、更地の状態で引き渡すこととします。
- ・事業手法は、現時点での制約はありませんので、最も効果的な手法を示してください。

ウ 事業内容

(ア) 考え方

ヨネッティー堤根は、市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与するため、ごみ焼却に伴う余熱を有効活用することを目的に、堤根処理センターの地域還元施設として運営してきたことを鑑み、プールをはじめとする余熱を活用した施設を整備するとともに、多世代が利用できることを念頭に事業を検討するものとします。

(イ) プール機能

- ・プールについては相当数の利用者がいるため、必ず継続すること。
- ・メインのプールについては、現状と同等以上の大きさ（既存：6レーン、25m）以上を確保すること。
- ・プールの形状や深さ等については、想定されるプール教室や自由遊泳等の利用を考慮し決定すること。

- ・現状の利用者数やプール教室等の利用を考慮し、プールサイドは十分な広さを確保すること。
- ・メインのプールとは別に、幼児用プールを設けること。ただし、現状の幼児の利用者数を考慮し、広さ及び機能を確保すること。
- ・身障者等の利用も考慮し、円滑に水に出入り可能な設備等を整備すること。
- ・プール機能に付随する設備（採暖室、ジャグジー等）を設けること。付随する設備の種類と設置数は提案としますが、幼児・児童向けの機能を除き、原則、利用者全てが利用可能なものとし、利用制限等を伴うものは極力避けること。

（ウ）トレーニングルーム機能

- ・トレーニングルームについては、収益性を見込めるため機能として設けること。
- ・トレーニングルームとは別に、教室事業の行えるスタジオを設けること。
- ・機能に付随する設備を設けること。付随する設備の種類と設置数は提案としますが、原則、利用者全てが利用可能なものとし、利用制限等を伴うものは極力避けること。

（エ）付加価値施設

- ・ヨネッティー堤根の設置目的に沿った、より収益性が見込まれる付加価値施設を設けることを可能とします。
- ・付加価値施設は余熱を活用できる施設で、例えば温浴施設などが考えられます。

（オ）利用料金

- ・現在のヨネッティー堤根プールの利用料金は、1時間あたり大人 220 円、子ども 50 円、ヨネッティー王禅寺トレーニングルームの利用料金は、3時間あたり大人 330 円、子ども 110 円です。運営コスト等に基づいて、条例で新たに利用料金を定めることが可能です。
- ・付加価値施設を設ける場合の利用料金は、上記とは別に設定することも可能とし、例えばプール利用とのセット料金なども可能とします。

エ 建築条件

（ア）全般

- ・建物の高さの計画において、最高高さ 20m を限度とする用途地域のため、周囲への影響を十分配慮し計画すること。
- ・建物配置、近隣の建物との離隔距離や日影による影響を考慮し、周囲環境等に配慮した計画とすること。
- ・「資産マネジメント第3期実施方針（令和4年3月策定）〔総務企画局公共施設総合調整室〕」に基づき、「資産保有の最適化」、「施設の長寿命化」、「財産の有効活用」を組み合わせ、相乗効果を生み出すこと。
- ・建物内部の仕上げ材の選定においては、塩素、湿気や水掛かりに留意し選定すること。
- ・鉄道線路、送電線への影響を十分に考慮し、建物との離隔距離や安全性を確保するとともに、鉄道運行及び送電事業に支障が生じない配置計画とすること。鉄道事業者及び電気

事業者から指示があった場合はそれに従うこと。

- ・「かわさきハザードマップ」を参考に、津波、多摩川及び鶴見川氾濫による浸水等による影響を考慮し、建物の床レベルや建物内の機器類の配置計画を行うこと。
- ・住宅等が隣接していることから、利用者動線（施設出入口）、建物の開口位置や大きさ、住宅側の諸室等の配置については十分考慮すること。

(イ) 諸室等

- ・既存施設と同程度の機能を持った諸室を有すること。現状の利用者数を考慮し、十分な広さを確保すること。
- ・「市民の健康増進」、「文化の向上」、「環境保全意識の向上」のいずれかに資すること。
- ・上記の代替機能の種類と設置数は提案とするが、プール機能との分離が望ましい機能の場合は、プール施設との動線が交わらない計画とすること。
- ・施設が2階建て以上の計画となる場合は昇降機設備を設けること。
- ・売店機能及びスペースを整備すること。販売品目は現在ロビー等で販売している品物（水着等）と同等を想定するが、利用者の利便性、サービス性を向上するものを付加しても構いません。

(ウ) バリアフリー機能

- ・川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年7月1日条例第36号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）を順守するとともに、身障者が施設を支障なく利用できるための設備及び機能を十分に備えること。

(エ) 機械設備

- ・ボイラーについては、堤根処理センターの再稼働までの期間以外にも、堤根処理センターの全休炉、基幹整備等による蒸気の供給が停止する期間においてもボイラーを稼働することを鑑み、耐久性や維持管理性を考慮し、常設の機器として扱う計画とすること。

(オ) 外構関係

- ・川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成11年12月24日条例第49号）に基づいた植栽計画とするとともに、公共施設としての先導的役割から緑化面積率を20%以上確保すること。また、植栽の成長を見込み、鉄道路線、送電線などに支障がない植栽計画としたうえで、剪定等の維持管理を考慮すること。
- ・駐車場の設置にあたっては、敷地前面道路（堤根1号線）が狭隘であり、生活道路であることを考慮すること。身障者駐車場及び施設管理用車両の駐車場を施設内に確保すること。駐車場は現在13台分設けています。敷地面積の制約等からこの台数となっています。
- ・敷地前面道路（堤根1号線）は近隣住民の生活道路であることから、車両の敷地への出入りに際し安全性を十分確保できる計画とする。
- ・川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例（平成17年3月24日条例第19号）に基づき駐輪上を設けること。なお、駐輪台数は川崎市自転車等の駐輪場の附置等に関する

条例で求められる台数以上かつ既存の利用実績から必要と想定される台数以上とする。
また、条例による附置台数は施設面積により異なるため、以下に主な留意点を示す。

- a. プール施設は、別表区分 5 スポーツ施設に該当（条例第 3 条第 1 項）
 - b. 500 m²を超える施設が該当（条例第 3 条第 1 項）
 - c. 25 m²に 1 台（条例第 3 条第 2 項）
 - d. 仮に 2,100 m²であれば 84 台
 - e. 自転車等駐車場の駐車台数 1 台の面積は、おおむね 1 m²とする。（同条施行規則第 2 条第 3 項）
- ・川崎市福祉のまちづくり条例を順守するとともに、敷地内通路の高低差は最低限に抑え、円滑な移動が可能な計画とする。
 - ・東電送電線下は地役権が設定されていることから、施設配置を含め外構計画には十分留意すること。
 - ・建物周囲は、通常の施設管理、メンテナンス、基幹整備やプール槽の入替え等を考慮し、車両の寄付きが可能となるよう十分な構内通路を設けること。
 - ・敷地周囲はフェンス及び門扉を設けること。
 - ・日常のプール事業の運営において、堤根処理センターへの出入りは行わないが、蒸気管や電源設備等の維持管理やメンテナンスを行う際は、南武支線高架下の一部敷地も含め、堤根処理センターへの出入りを行うことを想定し、外構計画を行うこと。
 - ・延べ面積により、駐車場附置義務条例による制約が異なるため、以下に主な留意点を示す。
 - a. プール施設は、特定用途（体育館）に該当
 - b. 2,000 m²を超える建築物が該当（条例第 4 条第 1 項 2 号）
 - c. 300 m²に 1 台（条例第 4 条第 2 項）
 - d. 仮に 2,100 m²であれば 7 台
 - e. 駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数 1 台につき幅 2.3m 以上で奥行き 5m 以上とする。（条例第 8 条第 1 項）
 - f. 3,000 m²を超える場合、荷さばき用駐車施設を附置（条例第 6 条の 3 第 1 項）
 - g. 車室面積が 500 m²を超える場合は 6m 以上の幅員の道路、500 m²未満の場合は 4m 以上の幅員を有する道路に接すること（条例運用基準）
 - h. 道路の曲がり角（5m 以内）に出入り口の配置は不可（条例運用基準）
 - i. 駐車場出入り口は 6m 以上道路に接すること（川崎市建築基準条例第 51 条）

（カ）インフラ設備等

- ・電 気：堤根処理センターでのごみ焼却処理に伴う発電電力を無償で供給します。ただし、堤根処理センターの再稼働前までは単独引き込みとします。なお、既存施設の受電においては、堤根処理センターから引き込んでいることから、堤根処理センター再稼働までの電気の引き込み場所等については、電気事業者との協議によります。
- ・水 道：現在同様単独引き込みとします。
- ・下水道：現在同様単独引き込みとします。

- ・通 信：現在同様単独引き込みとします。
- ・蒸 気：堤根処理センターでのごみ焼却処理に伴う余熱（蒸気）を供給します。ただし、堤根処理センターの再稼働前まではボイラーを使用し、運用することとします。

オ 施設の運営データ

現施設の概要及びこれまでの「利用者数」、「収支決算額」、「光熱水費」については、参考資料を参照してください。

なお、収支決算額については、これまで「ヨネッティー堤根」と「ヨネッティー王禅寺」の2施設を一体として指定管理を行っているため、参考としてヨネッティー王禅寺の決算額も掲載しています。

（３）主な対話項目

ア 事業規模

- ・導入機能に対する想定する延床面積について

イ 事業内容

- ・利用者がより満足度を得られ、継続して利用いただけるようなプール施設及びトレーニングルーム機能
- ・隣接する処理センターからの余熱を活用し、利用者の満足度が向上するとともに、事業収支が向上する付加価値施設

ウ 事業手法

- ・コスト削減に資する事業手法について
- ・民活導入による質的（サービス）向上について

エ 管理・運営方法

- ・管理手法
- ・事業期間（管理運営の期間を含む）
- ・電力・蒸気供給の考え

オ 事業費

- ・市主体事業（設計・建設個別発注）と比較し、民活手法導入の際の建設コスト低減の可能性（削減額）について
- ・設計・施工と指定管理者を別途公募する場合と比較し、民活手法導入の際の維持管理運営コスト低減の可能性について

カ その他

- ・事業スケジュールについて
- ・利用料金の設定について
- ・リスク管理・分担について

- ・新型コロナウイルスへの対応について

4 サウンディングの実施方法

現地見学会からサウンディングへの参加申込については、次のとおりとします。いずれも事前申込制とさせていただきます。

(1) 説明会、現地見学会（参加希望者のみ）

日 時：令和4年10月5日（水）14時00分～

場 所：川崎市堤根余熱利用市民施設

集合場所：川崎市環境局堤根処理センター5階会議室

内 容：実施要領の説明を行った後、現地の見学を行います。なお、堤根余熱利用市民施設は現在も使用している施設のため、一部見学できない場所もあります。

申込期間：令和4年9月15日（木）～10月3日（月）

申込方法：参加希望者は、様式1「説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、「6 連絡先」記載のEメールアドレスに送付してください。件名は、「サウンディング説明会参加申込【事業者名】」とします。

※当日は、異業種間のコンソーシアムの形成が可能となるよう、参加者の名簿（法人名、参加者氏名、連絡先）を配布する予定です。名簿への掲載の可否について、様式1に記入してください。

(2) サウンディング調査への参加申込について

申込期間：令和4年10月6日（木）～31日（月）

申込方法：参加希望者は、様式2「エントリーシート」に必要事項を記入の上、「6 連絡先」記載のEメールアドレスに送付してください。件名は、「サウンディングへの参加申込【事業者名】」とします。

※異業種間のコンソーシアムの形成が可能となるよう、参加者の名簿（法人名、参加者氏名、連絡先）を対話実施日に配布する予定です。名簿への掲載の可否について、様式2に記入してください。

実施期間：令和4年11月7日（月）～25日（金）

※実施日等の詳細については、個別に連絡させていただきます。

実施内容：団体ごとに個別で行います。15分程度で説明いただいた後に、45分程度意見交換を行います。個別の対話内容については、公表しません。

※当日の意見交換を円滑に実施するために、様式3「提案書」を事前に郵送またはEメールで提出してください。やむを得ず当日となってしまう場合には、10部を持参してください。なお、様式は任意のものでも構いません。

5 留意事項

(1) 参加の扱い

今後の検討に関し、対話への参加実績は優位性を持つものではありません。ただし、対話内容が独創性や創造性等が高く、提案内容を仕様書や事業計画等に反映する場合には、今後応募をいただいた際の選考の段階で、一定のインセンティブを付与する可能性があります。

(2) 費用、説明資料の提出

- ・対話への参加に係る費用は、参加された方の負担とします。
- ・対話では、説明の補足に必要な資料を使用することができます。資料等を使用する場合、対話日の前日までに「6 連絡先」記載のEメールアドレスに送付してください。件名は、「サウンディング事前資料提出【事業者名】」とします。

(3) 追加対話への協力

必要に応じて追加対話を実施させていただくことがありますので、御協力をお願いします。

(4) 参加事業者間の情報共有への協力

異業種間のコンソーシアムの形成が可能となるよう、趣旨に賛同いただける方には、参加者の名簿（法人名、参加者氏名、連絡先）を配布する予定です（前述）。

(5) 実施結果の公表

- ・対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。
- ・公表に当たっては、事前に内容等の確認を行う予定です。
- ・参加された法人等の名称は公表しません。

(6) 参加除外条件

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 参加申込書提出時点で、本市から指名停止を受けている者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は川崎市暴力団排除条例第 7 条に該当する者
- オ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している者
- カ 国税及び地方税を滞納している者

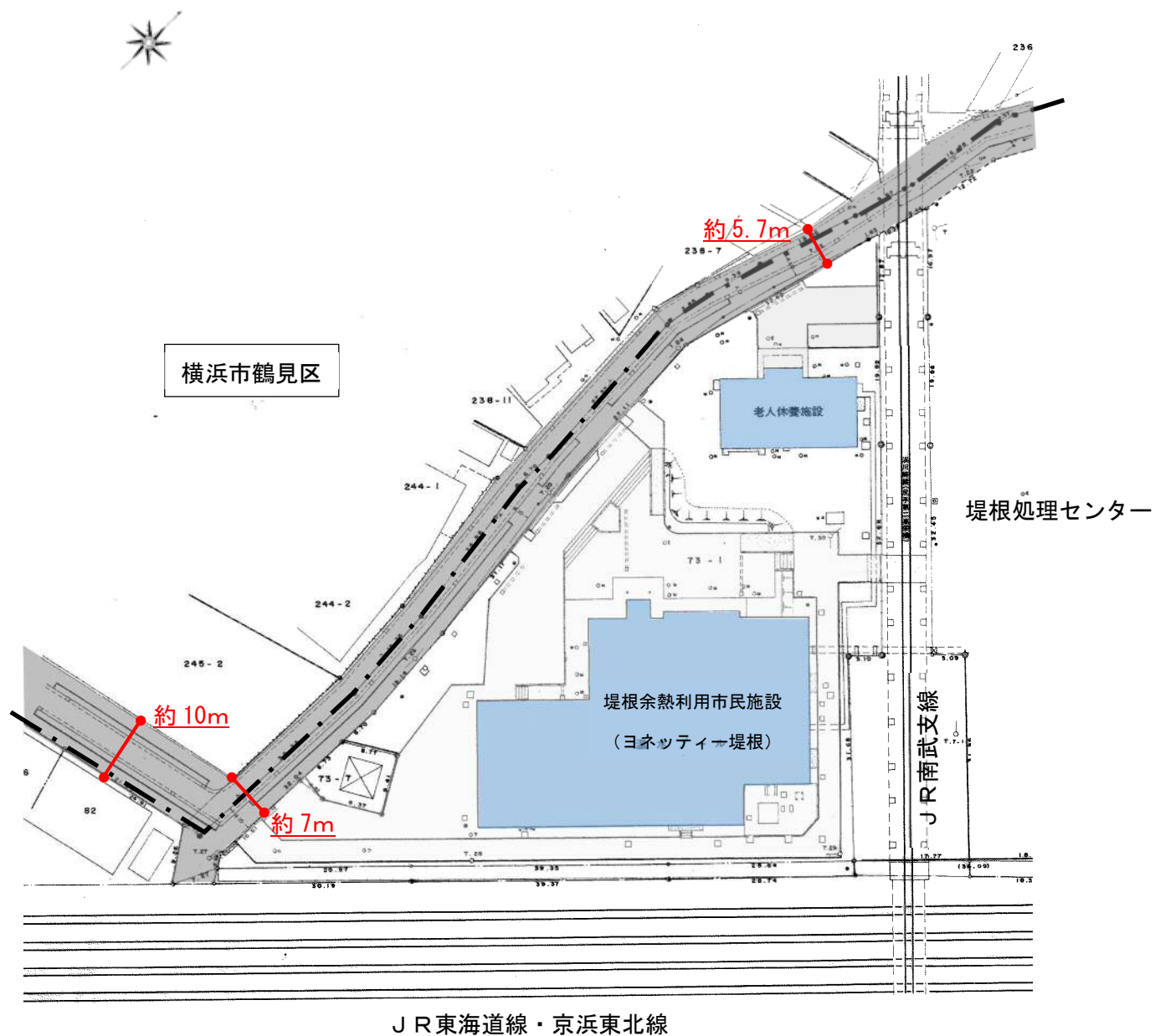
6 連絡先

川崎市環境局生活環境部減量推進課 担当：遠山・安藤

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

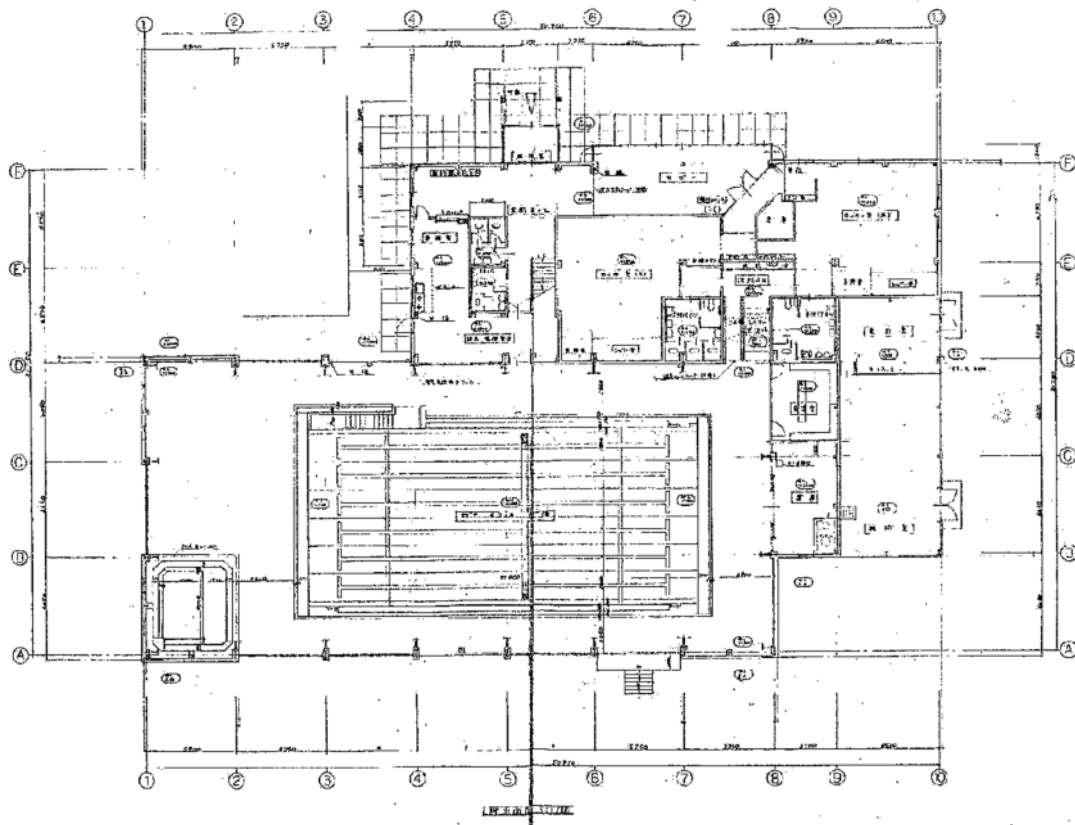
電話：044-200-2579

E-mail:30genryo@city.kawasaki.jp

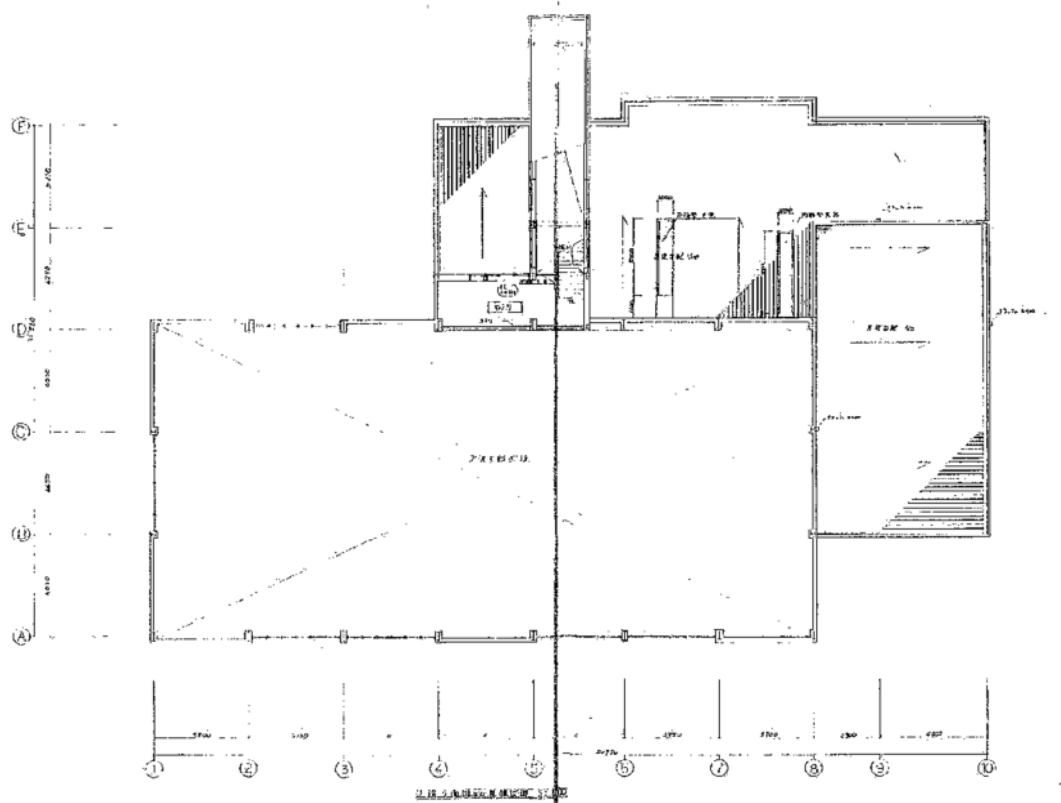


J R東海道線・京浜東北線

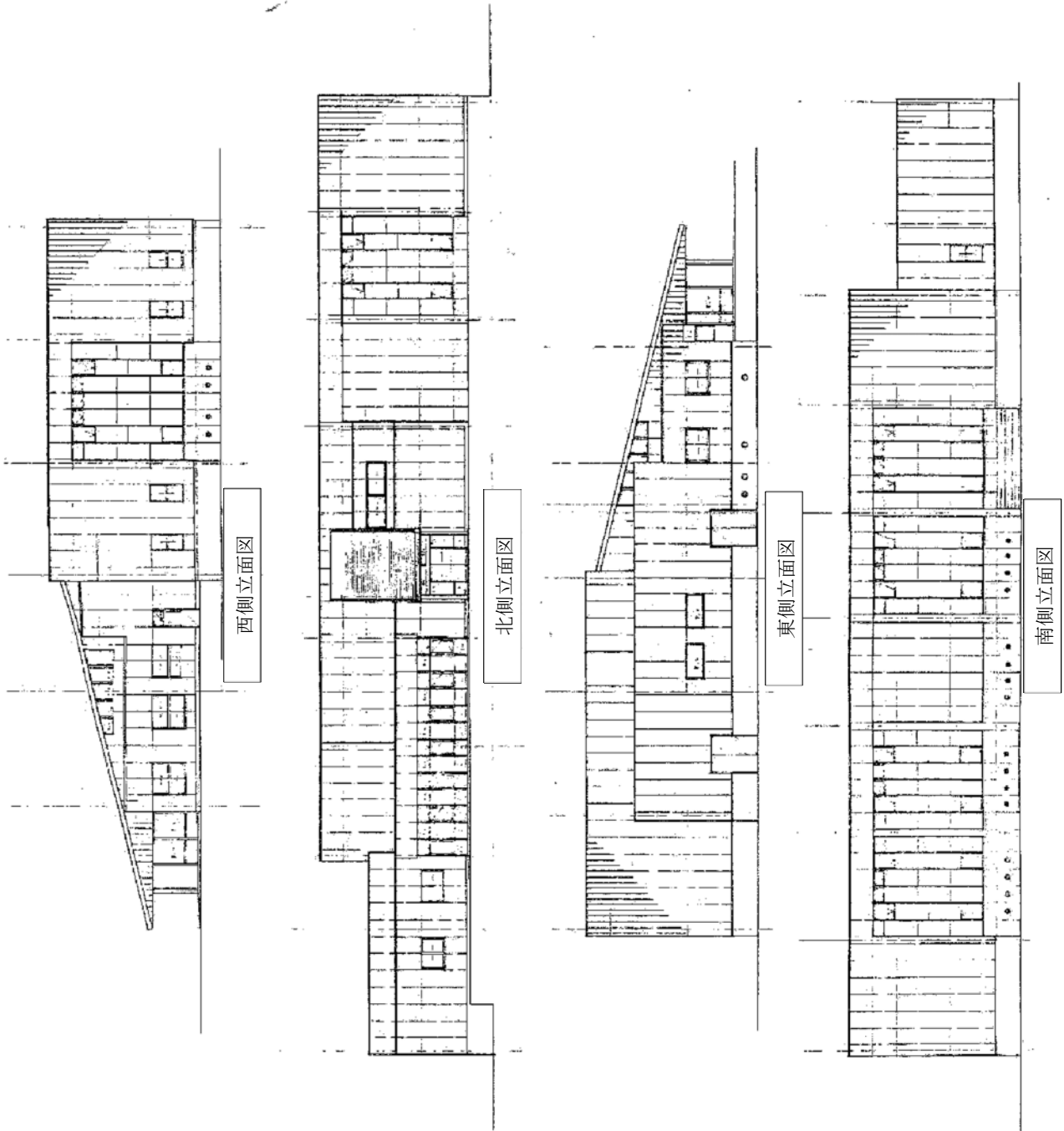
敷地平面図



1階平面図



2階平面図



(図のサイズが大きいため、詳細は別添を御参照ください)

ボーリング柱状図

調 査 名	梶根旭輝シンダール・東京調査委託
-------	------------------

事業・工事名

第 1 次 予備選考	5	3	3	9	2	5	2	5	0	1	0
------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

2. 2. 2.

ボーリング名	№10		調査位置		川崎川河口端で堤防5.2番地附近					北緯		35° 31' 29.0800"		
発注者名	川崎工機株式会社建設部施設設備課					調査期間		平成30年 1月26日～平成30年 1月31日			東経		139° 42' 18.8600"	
調査者名	ソイル地機株式会社 ☎ 041-932-2771		主任技術者		寺岡浩二 6111号		現業代理人		石川真由 19107号		ボーリング 調査者		石川真由 19107号	
孔口標高	T.P. 2.28m		角		方		地盤勾配		使用機種		ハンマー 落下用		F-10型	
掘掘進長	43.2m		度		向		エンジン		クボタ 33A10-V		ポンプ		カノ V6-B	

[illegible]



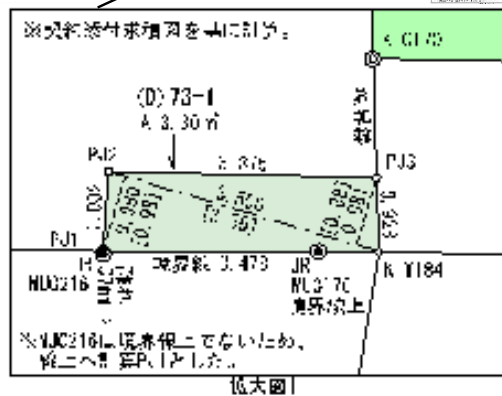
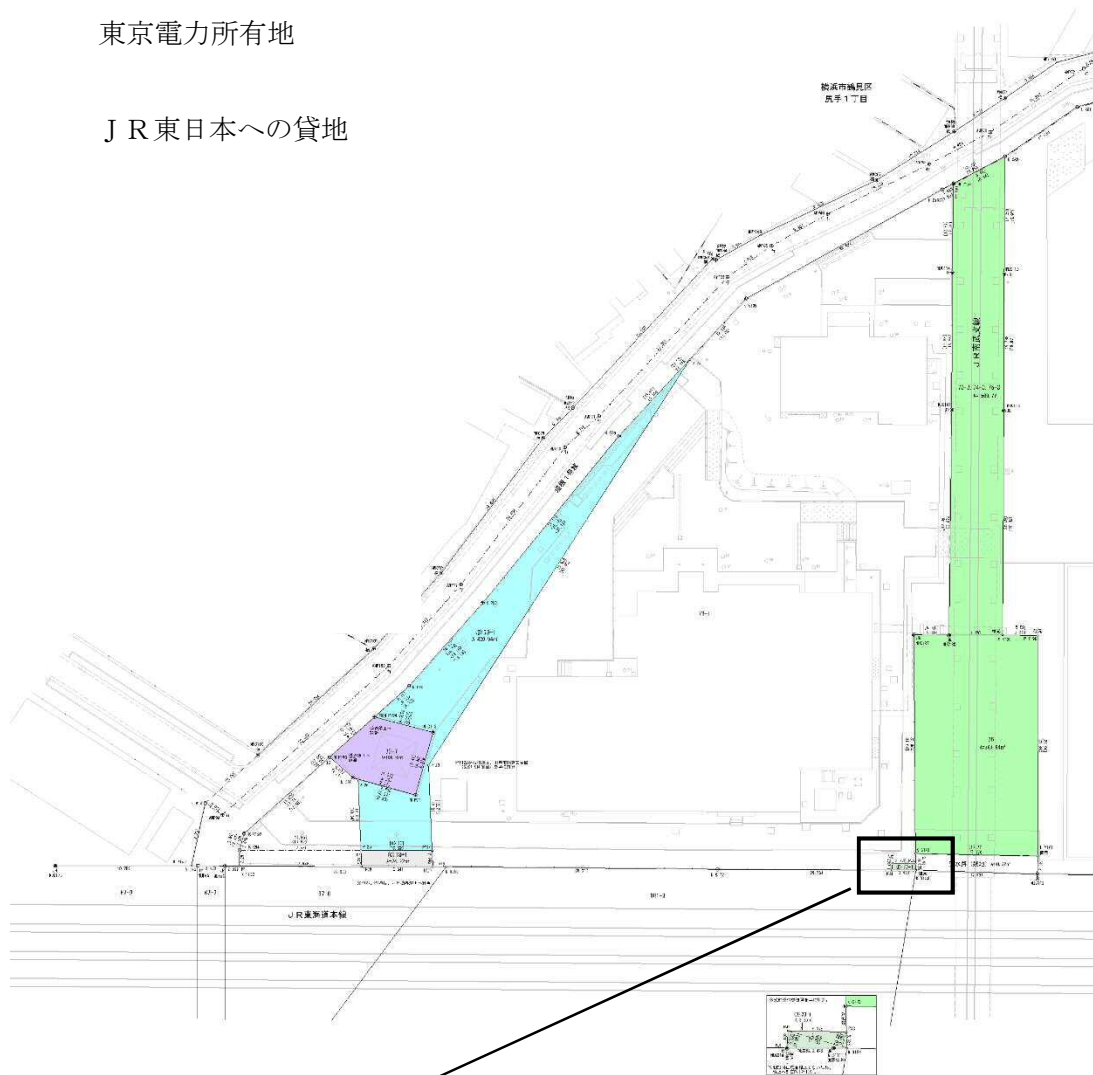
送電線下地役権設定地



東京電力所有地



J R 東日本への貸地



賃貸借用地図

現施設の概要

名 称 : 堤根余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根）

所在地 : 川崎市川崎区堤根 7 3 番 1

着 工 : 1 9 8 1（昭和 5 6）年 3 月

竣 工 : 1 9 8 2（昭和 5 7）年 3 月

敷地面積 : 5,471.26 m²

建築面積 : 1,692.93 m²

施設の内容 :

①温水プール

一般用プール 25 m × 6 コース 深さ 1.1~1.3m

幼児用プール 1 面 深さ 0.2~0.4m

ロッカー室、シャワー、採暖室、洗眼、救護室、監視室、事務室、ロビー等

②老人休養施設

大広間（舞台付 28 畳）、浴室、和室、ロビー

建設費 : 406,144 千円

温水プール 305,180 千円

老人休養施設 70,850 千円

その他 30,114 千円

利用料金 : ①温水プール

15 歳以上 1 時間 220 円 超過料金（30 分毎）110 円

3 歳以上 15 歳未満（中学生まで） 1 時間 50 円 超過料金（30 分毎）25 円

②老人休養施設

無料

営業時間 : 温水プール 10:00~21:00（夏季は 9:00~）

老人休養施設 9:00~16:00

休館日 : 毎月第 4 水曜日

交 通 : 京浜急行・南武支線「八丁畷駅」徒歩 7 分／南武線「尻手駅」徒歩 12 分
／南武線・東海道線・京浜東北線「川崎駅」徒歩 17 分

利用者数

単位 : 人

①温水プール

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
大人	103,989	102,327	91,447	63,184	70,607
小人	19,996	19,893	16,729	10,607	12,814
計	123,985	122,220	108,176	73,791	83,421

②老人休養施設

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
計	37,659	30,988	29,141	0	0

決算額

余熱利用市民施設平成29～令和3年度決算額

ヨネッティー王禅寺決算額推移(単位:円)

		H29年度決算	H30年度決算	H31年度決算	R2年度決算	R3年度決算
収入	①事業活動収入	290,913,579	294,617,885	306,162,372	278,388,177	273,484,797
	指定管理料収入	108,425,251	112,000,000	127,945,216	131,845,000	136,991,000
	利用料金収入	104,348,709	105,317,536	100,790,703	38,895,037	68,100,791
	その他収入	78,139,619	77,300,349	74,684,318	36,289,646	64,246,170
	教室事業収入	43,513,652	45,201,366	43,995,187	25,160,970	41,588,661
	物販事業収入 (物販、自販機、レストラン)	34,291,330	32,098,983	30,689,131	11,128,676	22,657,509
	その他雑収入	334,637	0	0	0	0
	補償金、助成金	0	0	2,742,135	71,358,494	4,146,836
	②自主事業収入	10,068,684	7,695,338	8,195,327	2,837,086	7,484,654
	合計①+②	300,982,263	302,313,223	314,357,699	281,225,263	280,969,451
支出	③事業活動支出	290,279,905	286,962,879	300,019,696	270,372,218	287,880,772
	④自主事業費支出	5,528,440	5,767,221	6,088,156	1,469,693	5,097,391
	合計③+④	295,808,345	292,730,100	306,107,853	271,841,911	292,978,163
収支差額		5,173,918	9,583,123	8,249,846	9,383,352	-12,008,712

ヨネッティー堤根決算額推移(単位:円)

		H29年度決算	H30年度決算	H31年度決算	R2年度決算	R3年度決算
収入	①事業活動収入	102,808,524	102,557,265	87,362,287	78,384,786	79,926,205
	指定管理料収入	56,311,324	56,311,324	42,205,784	43,121,000	43,602,000
	利用料金収入	25,405,365	25,037,538	22,956,565	13,166,594	14,843,850
	その他収入	21,091,835	21,208,403	19,839,931	9,303,555	12,462,882
	教室事業収入	15,580,315	15,937,795	15,115,208	6,463,598	9,427,208
	物販事業収入 (物販、自販機)	5,492,021	5,262,375	4,724,723	2,839,957	3,035,674
	その他雑収入	19,499	8,234	0	0	0
	補償金、助成金	0	0	2,360,007	12,793,637	9,017,473
	②自主事業収入	222,809	194,984	94,624	662,871	954,154
	合計①+②	103,031,333	102,752,249	87,456,911	79,047,657	80,880,359
支出	③事業活動支出	81,952,862	83,861,643	85,813,985	81,487,680	85,124,482
	④自主事業費支出	164,184	168,372	43,008	110,630	161,526
	合計③+④	82,117,046	84,030,015	85,856,993	81,598,310	85,286,008
収支差額		20,914,287	18,722,234	1,599,918	-2,550,653	-4,405,649

※新型コロナウイルス感染拡大に伴う休館や利用制限を実施

●王禅寺・堤根共通

平成31年度：令和2年3月3日～3月31日休館

令和2年度：令和2年4月1日～6月22日休館。令和2年6月22日～令和3年3月21日の営業終了時間を21時→20時に変更

令和3年度：4月20日～9月30日の営業終了時間を21時→20時に変更

●堤根（老人休養施設）

令和2年3月3日～令和4年5月15日休館

水道使用量（単位：立法メートル）・使用料金（単位：円）

平成29年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
使用量 m ³	1,464	1,226	1,265	1,296	1,561	1,264	1,356	1,106	1,111	1,003	783	1,365	14,800
水道代	1,151,582	951,348	951,348	1,010,241	1,233,190	983,318	1,060,720	850,390	854,596	763,734	581,925	1,068,292	11,460,684
平成30年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
使用量 m ³	1,074	1,208	1,459	1,793	2,335	1,633	1,087	1,122	890	985	783	1,181	15,550
水道代	921,902	823,468	936,205	1,147,376	1,428,376	1,317,725	834,405	879,849	682,743	762,685	592,702	930,406	11,257,842
平成31年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
使用量 m ³	1,192	1,279	1,220	1,793	2,335	1,322	1,385	1,217	1,234	1,212	1,354	0	15,543
水道代	922,744	955,939	946,301	1,428,376	1,893,056	1,032,115	1,105,214	961,254	975,821	956,969	1,078,649	0	12,256,438
											※2-3月分合算		
令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
使用量 m ³	217	187	240	829	837	652	796	716	714	719	819	695	7,421
水道代	132,988	110,306	151,256	631,410	638,143	482,466	603,641	536,322	534,637	538,846	622,995	518,650	5,501,660
令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
使用量 m ³	683	708	768	964	700	821	897	714	1,004	852	1,043	840	9,994
水道代	508,551	529,588	580,078	745,012	522,857	624,678	688,632	534,637	778,734	650,765	812,153	640,667	7,616,352

ガス使用量（プロパン）・使用料金（単位：円）

平成29年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
使用量 m ³	21.3	21.1	19.8	18.1	20.8	16.2	23.8	15.9	20.9	18.0	22.5	19.9
ガス代	10,656	10,587	10,038	9,454	10,373	8,803	11,037	8,476	9,630	10,993	9,925	11,209
平成30年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
使用量 m ³	23.9	18.3	29.5	25.2	26.7	21.7	21.1	24.9	18.7	14.1	21.7	24.8
ガス代	12,514	10,373	13,809	12,299	13,230	11,398	11,179	13,027	10,631	8,811	11,797	12,078
平成31年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
使用量 m ³	19.4	20.6	23.3	24.8	25.7	20.4	22.7	24.6	28.1	17.1	24.3	0.0
ガス代	10,195	10,618	11,532	12,051	12,031	10,262	11,234	11,880	12,667	9,055	11,938	0
										1/18-2/14	2/15-4/14分	
令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
使用量 m ³	6.3	5.5	4.2	5.5	3.7	5.0	6.5	5.9	7.5	6.9	4.6	6.7
ガス代	5,551	5,151	4,713	5,151	4,545	4,961	5,459	5,259	5,824	5,622	4,847	5,709
令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
使用量 m ³	6.0	3.9	3.9	5.3	2.8	5.5	6.0	5.8	7.6	4.7	9.1	7.6
ガス代	5,458	4,702	4,390	5,363	4,818	5,441	5,636	5,558	6,576	5,326	7,223	6,718